

# 三楽病院 院外処方せん

## 疑義照会簡素化プロトコール

- ① 疑義照会簡素化を希望する場合、「疑義照会簡素化における合意書」を提出してください。
- ② 患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更してください。
- ③ 麻薬、注射薬については、プロトコールの適用としません。
- ④ 変更後は、専用用紙「疑義照会等対応報告書」をFAXで提出してください。

### ・疑義照会が必要な事例

- ① 薬剤の削除を必要とする場合
- ② 次回外来まで処方日数が不足している理由で、処方日数の変更が必要な場合
- ③ 計量混合調剤加算、一包化加算、重複投与・相互作用等防止加算等を算定する場合

### ・疑義紹介が不要な事例

#### ① 成分が同一の銘柄変更

- ・先発医薬品同士、後発医薬品から先発医薬品も可
- ・院外処方せんの後発変更不可欄にチェックがあれば不可
- ・適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること。

例：アムロジンOD錠5mg → ノルバスクOD5mg

#### ② 剤形の変更

- ・用法・用量が変わらない場合のみ可
- ・抗悪性腫瘍剤（ステロイドを含む）は不可とする
- ・軟膏剤、クリーム剤等は不可  
(軟膏剤→クリーム剤、クリーム剤→軟膏剤は不可)
- ・パップ剤⇔テープ剤等の変更は可

例：ノルバスク錠5mg → ノルバスクOD錠5mg

ミヤBM錠→ミヤBM細粒

ロキソニンパップ100mg → ロキソニンテープ100mg

#### ③ 規格が複数ある医薬品の規格変更

例：5mg錠1回2錠→10mg錠1回1錠

10mg錠1回0.5錠→5mg錠1回1錠

#### ④ 軟膏や湿布薬での用量規格の変更

例：マイザー軟膏0.05% 5g 2本→マイザー軟膏0.05% 10g 1本

セルタッチパップ70 (6枚入) × 7袋→セルタッチパップ70 (7枚入) × 6袋

- ⑤ 服薬状況の理由により処方薬剤を半割、粉碎、混合することあるいはその逆
- ・抗がん剤(ステロイドを含む)、催奇形性を有する薬剤は除く
- 例1：ワーファリン錠1mg 2.5錠→ワーファリン錠1mg 2錠+ワーファリン錠0.5mg 1錠  
 例2：ダイフェン配合錠1錠 → ダイフェン配合錠0.5錠×2
- ⑥ 「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由により、一包化調剤を行うこと
- (抗腫瘍剤、およびコメントに1包化不可とある場合は除く)
- ⑦ 残薬調整のための投与日数の短縮
- ・頓服処方除く
  - ・外用剤の本数の変更を含む
  - ・インスリン注射針の本数の変更を含む
- 例：アジルバ錠20mg 30日分→20日分 (10日分残薬があるため)  
 リンデロンV G軟膏0.12%3本→2本 (1本残薬があるため)
- ⑧ 外用剤の用法(適用回数、適用部位、適用タイミング等)が口頭で指示されている場合(薬歴上、あるいは患者面談上、用法が明確な場合を含む)の用法追記
- 例：モーラステープL 3袋1日1回→1日1回腰
- ⑨ ビスフォスフォネート製剤等の「週1回」、「月1回」製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数適正化(薬歴や患者面談の上、明らかな処方間違いである場合)
- 例：ボナロン錠35mg (週1回製剤) 1錠分1起床時14日分→2日分
- ⑩ 「1日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の薬剤と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化(薬歴や患者面談の上、明らかな処方間違いである場合)
- 例：ラシックス20mg 1錠分1朝食後隔日投与30日分→15日分
- ⑪ 医師了解のもとで処方されている漢方薬の「食後」処方(患者面談上、食後投与が妥当と判断された場合)
- 例：小柴胡湯3包分3食後
- ⑫ 「食後」・「食前」の処方で、添付文書上、食直後・食直前と記載されているものの変更
- 例：グルファスト錠10mg3錠/毎食前→3錠/毎食直前
- ⑬ 前回、直接電話連絡の疑義照会で処方修正となった内容が今回の処方に反映されていない状況と同内容の変更
- ⑭ 外用薬(貼付剤等)における全量入力・日数入力等の不備
- ・当院では医療安全の観点より貼付剤等の日数入力を可としている。
  - ・全量入力と日数入力の混在が確認される場合、全量を1日量へ変更することあるいはその逆を可とする。
- 例) 【般】ケトプロフェンテープ40mg 1枚 28日分 → 28枚 総量